

## 金銭を伴わない収入又は支出に係る収支報告書への記載方法について

政治資金規正法上、収入又は支出は、金銭、物品に限らず、財産上の利益の收受又は供与と定義されている。したがって、金銭以外のものによる収入又は支出（例えば事務所等の無償提供を受けた場合）については、これを時価で見積もった金額を計上する必要があるが、このような実際に現金の動きを伴わない収支を計上する際の会計上の処理について、分かりにくく煩雑であり、また、収支の状況を的確に表しているとはいえないのではないかとの指摘がある。

## これまでの議論

平成23年度第6回委員会においては、以下の例について、収入及び支出の記載欄を金銭を伴うものと伴わないものに分け、金銭を伴わないものは便宜上の収支の計上を要しないものとした場合の具体的な記載方法について検討し、その際のメリットと論点・課題について検討を進めた。

- ① 労務の無償提供を受けた場合
- ② ソファを寄附した場合
- ③ 前払式電子マネー（E d yカード）を使用した場合
- ④ S u i c aを使用した場合
- ⑤ クレジットカードを使用した場合
- ⑥ E T Cカードを使用した場合

金銭を伴わない収入及び支出の様式を作ると、便宜上の収入又は支出を計上する必要がなくなるため、国民にとって分かりやすい収支報告書になり、かつ、会計責任者の事務負担を軽減する方向に進むことも考えられるが、一方で、

- ・ ④⑤⑥の一部について認められている簡易な記載の考え方との関係をどのように整理するか
- ・ 寄附の量的制限に抵触していないかどうかの確認が煩雑にならないか
- ・ 会計帳簿の記載をどのようにするか
- ・ 国会議員関係政治団体以外の政治団体にも影響することをどのように考えるか

等の課題が示されたところである。

これに対して、各委員からは以下のような意見が示された。

- ・ 現金の動きが全くない①②と、時間的なずれはあっても現金の動きがある③④⑤⑥は区別して議論すべきではないか。また、後者の一部については既に簡易な記載を認めているところであり、あえて新たな仕組みを作る必要はないのではないか。

## 検討

前払式証票及び後払式証票による支出（上記③～⑥）については、既に簡易な記載が認められる場合を委員会見解として示したところであり、新たな仕組みを設ける必要はないと考えられる。その上で、上記①②に関して収支報告書の様式のあり方について検討することとし、検討に当たっては、委員会で示された諸課題についても十分考慮することが必要である。